



金 沢 市 公 報

号外第27号の2

平成26年(2014年)9月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

●規 則

○次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (福祉総務課) 1

ページ

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (生活支援課) 5

●告 示

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する要綱 (こども福祉課) 7

規 則

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

●金沢市規則第55号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市財務規則の一部改正)

第1条 金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第47条第6号中「母子・寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に改める。

第66条第2項第4号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

別表第1甲表中「母子・寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に改める。

様式第24号その1中「母子・寡婦福祉資金償還金納入通知書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金納入通知書」に、「母子・寡婦福祉資金償還金を」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金を」に、「母子・寡婦福祉資金償還金収入済通知書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金収入済通知書」に、「あて先」を「宛先」に、「せつめい」を「説明」に、「母子・寡婦福祉資金償還金納付書兼領収証書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金納付書兼領収証書」に改め、同様式その2中「母子・寡婦福祉資金償還金」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金」に、「せつめい」を「説明」に改め、同様式その3中 「 母子・寡婦福祉資金償還金 を 口座振替納付の不能について(お知らせ)」

「 母子・父子・寡婦福祉資金償還金 に、母子・寡婦福祉資金償還金(納期限)を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金(納期限)に、「もより」を「最寄り」に、「母子・寡婦福祉資金償還金収入済通知書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金収入済通知書」に、「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦福祉資金償還金納付書兼領収証書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金納付書兼領収証書」に改める。

様式第24号の3その6第1葉中「母子・寡婦福祉資金償還金納付書兼領収証書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金納付書兼領収証書」に改め、同その6第2葉中「母子・寡婦福祉資金償還金収入済通知書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金収入済通知書」に改める。

様式第24号の3その6第1葉中「母子・寡婦福祉資金償還金納付書兼領収証書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金納付書兼領収証書」に改め、同その6第2葉中「母子・寡婦福祉資金償還金収入済通知書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金収入済通知書」に改める。

(金沢市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市母子及び寡婦福祉法施行細則（平成8年規則第58号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

第1条中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に改める。

第2条第1項中「(法第32条第1項において準用する場合を含む。)」を「、第31条の6第1項又は第32条第1項に、「母子・寡婦福祉資金貸付申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書」に改め、同項第1号の表中

事業開始資金 事業継続資金	母子事業開始資金 父子事業開始資金 寡婦事業開始資金 母子事業継続資金 父子事業継続資金 寡婦事業継続資金
修学資金	母子修学資金 父子修学資金 寡婦修学資金
技能習得資金 修業資金	母子技能習得資金 父子技能習得資金 寡婦技能習得資金 母子修業資金 父子修業資金 寡婦修業資金
就職支度資金	母子就職支度資金 父子就職支度資金 寡婦就職支度資金
医療介護資金	母子医療介護資金 父子医療介護資金 寡婦医療介護資金
生活資金	母子生活資金 父子生活資金 寡婦生活資金
住宅資金	母子住宅資金 父子住宅資金 寡婦住宅資金
転宅資金	母子転宅資金 父子転宅資金 寡婦転宅資金
就学支度資金	母子就学支度資金 父子就学支度資金 寡婦就学支度資金
結婚資金	母子結婚資金 父子結婚資金 寡婦結婚資金

を

に改め、同条第3項中「第32条第3項」を「第31条の6第4項

及び第32条第4項」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子・寡婦福祉資金貸付申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書」に改める。

第3条中「母子・寡婦福祉資金貸付決定通知書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定通知書」に改める。

第4条第1項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、「(令)の次に「第31条の7及び」を加え、「母子・寡婦福祉資金借用書」を「母子・父子・寡婦福祉資金借用書」に改め、同条第2項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子・寡婦福祉資金借用書」を「母子・父子・寡婦福祉資金借用書」に改める。

第5条第2項中「母子・寡婦福祉資金保証人変更承認申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金保証人変更承認申請書」に改める。

第6条の見出し中「修学資金又は修業資金の」を削り、同条第1項中「(法第32条第1項において準用する場合を含む。)又は法附則第6条を「、第31条の6第3項又は第32条第2項(法附則第6条第1項においてその例による場合を含む。)」に、「修学資金又は修業資金」を「母子修学資金、母子修業資金、父子修学資金、父子修業資金、寡婦修学資金又は寡婦修業資金」に、「母子・寡婦福祉資金貸付継続申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付継続申請書」に改める。

第7条第1項中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金、父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金、父子生活資金、寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金」に、「母子・寡婦福祉資金貸付金増額申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金増額申請書」に改める。

第8条第1項中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金、父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金、父子生活資金、寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金」に、「母子・寡婦福祉資金貸付辞退申出書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付辞退申出書」に、「母子・寡婦福祉資金貸付金減額申出書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金減額申出書」に改める。

第9条第1項中「又は令第37条第1項」を「、第31条の6第1項又は第37条第1項」に、「(令第37条第2項において準用する場合を含む。)」を「、第31条の6第2項又は第37条第2項」に、「母子・寡婦福祉資金償還方法変更申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還方法変更申請書」に改める。

第10条中「(令第37条第2項において準用する場合を含む。)」を「、第31条の6第3項ただし書又は第37条第3項ただし書」に、「母子・寡婦福祉資金繰上償還申出書」を「母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書」に改める。

第11条第1項中「(令第37条第2項において準用する場合を含む。)」を「、第31条の6第5項又は第37条第5項」に、「母子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書」に改める。

第12条第1項中「(令)の次に「第31条の7及び」を加え、「母子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書」に改める。

第13条第1項中「第32条第4項」を「第31条の6第5項及び第32条第5項(法附則第6条第1項においてその例による場合を含む。)」に、「母子・寡婦福祉資金償還免除申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書」に改める。

第14条第1項第1号中「母子・寡婦福祉資金氏名・住所変更届」を「母子・父子・寡婦福祉資金氏名・住所変更届」に改め、同項第2号中「(令)の次に「第31条の7及び」を加え、「母子・寡婦福祉資金貸付停止事由発生届」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付停止事由発生届」に改め、同項第3号中「母子・寡婦福祉資金休学・復学届」を「母子・父子・寡婦福祉資金休学・復学届」に改め、同項第4号中「母子・寡婦福祉資金転校届」を「母子・父子・寡婦福祉資金転校届」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同項第1号中「母子・寡婦福祉資金母子福祉団体名称等変更届」を「母子・父子・寡婦福祉資金母子・父子福祉団体名称等変更届」に改め、同項第2号中「母子・寡婦福祉資金母子福祉団体理事等変更届」を「母子・父子・寡婦福祉資金母子・父子福祉団体理事等変更届」に改め、同項第3号中「母子・寡婦福祉資金母子福祉団体事業廃止届」を「母子・父子・寡婦福祉資金母子・父子福祉団体事業廃止届」に改め、同条第3項中「母子・寡婦福祉資金借受人死亡届」を「母子・父子・寡婦福祉資金借受人死亡届」に改め、同条第4項中「母子福祉団体が」を「母子・父子福祉団体が」に、「母子・寡婦福祉資金母子福祉団体解散届」を「母子・父子・寡婦福祉資金母子・父子福祉団体解散届」に改める。

様式第1号中「母子・寡婦福祉資金貸付申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書」に、「あて先」を

「宛先」に、「母子・寡婦福祉資金の」を「母子・父子・寡婦福祉資金の」に、

事業開始・事業継続・就職
支度・医療介護・住宅・転
宅・就学支度・結婚資金、
(技能習得・修業資金)
円

資金
円

に改め、「未婚の母」の次に「、未婚の父」を加え、「母子及び寡婦福祉法」を

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

様式第2号中「母子・寡婦福祉資金貸付申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦福祉資金の」を「母子・父子・寡婦福祉資金の」に、「女子」を「者」に、「母子・寡婦福祉資金借入金」を「母子・父子・寡婦福祉資金借入金」に改める。

様式第3号中「母子・寡婦福祉資金貸付決定通知書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付決定通知書」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「年3%」を「年 %」に改める。

様式第4号中「母子・寡婦福祉資金借用書」を「母子・父子・寡婦福祉資金借用書」に、「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦福祉資金を」を「母子・父子・寡婦福祉資金を」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「年3%」を「年 %」に改める。

様式第5号中「母子・寡婦福祉資金借用書」を「母子・父子・寡婦福祉資金借用書」に、「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦福祉資金を」を「母子・父子・寡婦福祉資金を」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「年5%」を「年 %」に改める。

様式第6号中「母子・寡婦福祉資金保証人変更承認申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金保証人変更承認申請書」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第7号中「母子・寡婦福祉資金貸付継続申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付継続申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦福祉資金の」を「母子・父子・寡婦福祉資金の」に改める。

様式第8号中「母子・寡婦福祉資金貸付金増額申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金増額申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦福祉資金の」を「母子・父子・寡婦福祉資金の」に改める。

様式第9号中「母子・寡婦福祉資金貸付辞退申出書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付辞退申出書」に、「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦福祉資金の」を「母子・父子・寡婦福祉資金の」に改める。

様式第10号中「母子・寡婦福祉資金貸付金減額申出書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金減額申出書」に、「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦福祉資金の」を「母子・父子・寡婦福祉資金の」に改める。

様式第11号中「母子・寡婦福祉資金償還方法変更申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還方法変更申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦福祉資金の」を「母子・父子・寡婦福祉資金の」に改める。

様式第12号中「母子・寡婦福祉資金繰上償還申出書」を「母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書」に、「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦福祉資金の」を「母子・父子・寡婦福祉資金の」に改める。

様式第13号中「母子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦福祉資金の」を「母子・父子・寡婦福祉資金の」に改める。

様式第14号中「母子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦福祉資金の」を「母子・父子・寡婦福祉資金の」に改める。

様式第15号中「母子・寡婦福祉資金償還免除申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦福祉資金の」を「母子・父子・寡婦福祉資金の」に改める。

様式第16号中「母子・寡婦福祉資金氏名・住所変更届」を「母子・父子・寡婦福祉資金氏名・住所変更届」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第17号中「母子・寡婦福祉資金貸付停止事由発生届」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付停止事由発生届」に、「あて先」を「宛先」に、「母子・寡婦福祉資金の」を「母子・父子・寡婦福祉資金の」に改める。

様式第18号中「母子・寡婦福祉資金休学・復学届」を「母子・父子・寡婦福祉資金休学・復学届」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第19号中「母子・寡婦福祉資金転校届」を「母子・父子・寡婦福祉資金転校届」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第20号中「母子・寡婦福祉資金母子福祉団体名称等変更届」を「母子・父子・寡婦福祉資金母子・父子福祉団体名称等変更届」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第21号中「母子・寡婦福祉資金母子福祉団体理事等変更届」を「母子・父子・寡婦福祉資金母子・父子福祉団体理事等変更届」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第22号中「母子・寡婦福祉資金母子福祉団体事業廃止届」を「母子・父子・寡婦福祉資金母子・父子福祉団体事業廃止届」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第23号中「母子・寡婦福祉資金借受人死亡届」を「母子・父子・寡婦福祉資金借受人死亡届」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第24号中「母子・寡婦福祉資金母子福祉団体解散届」を「母子・父子・寡婦福祉資金母子・父子福祉団体解散届」に、「あて先」を「宛先」に、「母子福祉団体が」を「母子・父子福祉団体が」に改める。

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第3条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第7項第2号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び寡婦並びに寡婦福祉法」に改める。

別表第4の備考第9項第2号を次のように改める。

(2) 母子世帯等

母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 金沢市における保育の実施に関する条例施行規則(平成10年規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第8項第1号を次のように改める。

(1) 母子世帯等

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に保育児童を扶養しているものの世帯

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

●金沢市規則第56号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部改正)

第1条 金沢市社会福祉事務所長委任規則(昭和36年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「」第14条第4項の次に「(中国残留邦人等支援法第15条第3項において準用する場合を含む。)」を、「生活保護法第19条第4項」の次に「、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。第1号の2ウにおいて「法律第106号」という。)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「旧中国残留邦人等支援法」という。)」第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第19条第4項」を加え、同条第1号の2ア中「同法」を「中国残留邦人等支援法」に改め、同号に次のように加える。

イ 中国残留邦人等支援法に規定する配偶者支援金に係る中国残留邦人等支援法第15条第3項において準用す

る中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法の規定による前号（ケ、コ及びセ（就労自立給付金に係る部分に限る。）を除く。）に掲げる事務

ウ 法律第106号附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧中国残留邦人等支援法に規定する支援給付に係る旧中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法の規定による前号（ケ、コ及びセ（就労自立給付金に係る部分に限る。）を除く。）に掲げる事務

（金沢市財務規則の一部改正）

第2条 金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第79条の2第2号の2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「並びに同法」を「(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第2項第1号及び第2号に掲げる支援給付費を含む。）並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別表第1甲表中「及び中国残留邦人等生活支援給付費」を「並びに中国残留邦人等に係る支援給付費及び配偶者支援金」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

（金沢市事務決裁規則の一部改正）

第3条 金沢市事務決裁規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2福祉局の表生活支援課の項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

（金沢市児童福祉法施行細則の一部改正）

第4条 金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第4までの規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

（金沢市母子保健法施行細則の一部改正）

第5条 金沢市母子保健法施行細則（平成8年規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

（金沢市老人福祉法施行細則の一部改正）

第6条 金沢市老人福祉法施行細則（平成8年規則第65号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

（金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 金沢市における保育の実施に関する条例施行規則（平成10年規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

（金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部改正）

第8条 金沢市補助組織及び分掌事務規則（平成23年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条の表中「中国残留邦人等支援給付」を「中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第281号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する要綱を次のように定める。

平成26年9月30日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する要綱

(金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和47年告示第54号)の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱の一部改正)

第2条 金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱(昭和54年告示第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(金沢市要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する助成金交付要綱の一部改正)

第3条 金沢市要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する助成金交付要綱(平成12年告示第65号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第4条第2項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正)

第4条 金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱(平成16年告示第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同条第11号中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

◎正 誤

○平成26年9月28日付け金沢市公報号外第26号の3

頁	箇所	誤	正
4	下から2行目	わざわざ <small>きち</small> 吉次郎	わざわざ <small>きちじろう</small> 吉次郎

平成26年(2014年)9月30日 印刷
平成26年(2014年)9月30日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄